

尾張旭市監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき
実施した財政援助団体監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和8年5月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

財政援助団体監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

2 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査のうち、本市が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに係るもの）

3 監査の対象

(1) 尾張旭市商工会（以下「商工会」という。）の令和6年度及び令和7年度における本市からの補助金に係る出納その他の事務の執行

(2) (1)の補助金の所管課（市民生活部産業課）の当該補助金に係る事務の執行

4 監査の着眼点

市の補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

5 監査の実施内容

令和8年3月25日から同年5月28日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに帳簿及び書類を確認するとともに、商工会職員及び市民生活部産業課職員の説明を求めることにより実施した。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 商工会に係るもの

ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

商工会を交付対象者とする尾張旭市商工団体事業費補助金（以下「商工団体事業費補助金」という。）について、令和6年度に商工会が提出した補助金交付申請書及び補助事業実績報告書を確認すると、添付書類（補助対象事業支出計画内訳書及び補助金対象事業支出内訳書）で違算が生じているもの、他の添付書類に記載の金額と一致しないものが見受けられた。

事務処理を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

- (ア) 商工会の経理規程によれば、経常的な支出金については、経理責任者の専決により支出することができるが、会長の後閲を受けなければならないとされている。

しかしながら、経理責任者の専決により支出したものについて、伺書等では、会長の後閲が確認できなかった。その理由を尋ねたところ、口頭による報告や報告書の提出に代えているとのことであった。

経理規程に沿った事務処理を適切に実施されたい。

- (イ) 商工会の経理規程によれば、固定資産の取得、賃貸及び処分は総会の議決を経なければならないとされている。

そこで、これらの手続を確認したところ、固定資産の処分については、総会の議決を経ることなく理事会の承認をもって処理していた。

経理規程に沿った事務処理を適切に実施されたい。

- (ウ) 商工会の経理規程によれば、固定資産は貸借対照表及び財産目録に繰入引当資産、繰入引当負債として表示し、総代会資料に「固定資産明細表」として別に掲載することとされている。なお、商工会の規定（会長決裁により策定）によれば、固定資産に該当する器具備品は、3万円以上のものとされている。

しかしながら、商工会は、令和6年度の商工団体事業費補助金の対象経費として、プリンターを購入（購入費178,200円。固定資産に該当。）していたにもかかわらず、総代会資料の「固定資産明細表（令和7年3月31日現在）」に記載していなかった。

経理規程等に沿った固定資産の管理を適切に実施されたい。

(2) 市民生活部産業課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (1)アにあるように、商工団体事業費補助金について、令和6年度に商工会から提出された補助金交付申請書及び補助事業実績報告書の添付書類で、違算が生じているもの、他の添付書類に記載の金額と一致しないものが見受けられた。

收受した申請書類等については内容を十分審査し、誤りが認められる場合は、修正と再提出を適切に指導されたい。

なお、同課における補助金交付申請書の違算等については、前回の財政援助団体監査（令和4年度実施）においても指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が

検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

イ 注意すべきもの

尾張旭市商工団体事業費補助金交付要綱（令和2年尾張旭市要綱等）によれば、商工団体事業費補助金における補助対象事業のうち、経営改善普及事業については、事業費から県費補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）及び特別賦課金を控除した額を補助対象経費としている。

そこで、同課の商工団体事業費補助金の額の確定に係る審査事務について確認したところ、補助事業実績報告書に事業費の財源（県費補助金、特別賦課金、自己資金など）の内訳書を提出させていたが、県費補助金の額の根拠となる書類は提出させていなかった。この点、内訳書に計上された県費補助金の額に誤りがあれば商工団体事業費補助金の額の算定に影響することから、県からの交付額の確定通知の写しを提出させるなど、より確実な審査手続が必要と考える。

補助金に係る審査事務を適切に実施されたい。